

○志布志市森林環境税の免除の取扱いに関する規則

令和6年4月1日

規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号。以下「法」という。）第11条及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令（令和4年政令第300号。以下「令」という。）第3条から第7条までの規定による森林環境税の免除の取扱いに関し、法及び令に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、法、令及び地方税法（昭和25年法律第226号）において使用する用語の例による。

(免除の要件等)

第3条 森林環境税の免除の要件は、法第11条及び令第5条から第7条までに規定するところによるものとし、免除の額は、令第4条に規定するところによるものとする。

(免除の申請)

第4条 森林環境税の免除を受けようとする者は、森林環境税免除申請書（別記様式）に次の各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 令第5条第1号に該当する者 罹災証明書又は災害により死亡したことを証明する書類及び民法（明治29年法律第89号）第896条に規定する相続の事実関係を証明する書類
- (2) 令第5条第2号に該当する者 罹災証明書又は災害により障害者になったことを証明する書類及び地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第7条各号に該当することが確認できる書類の写し
- (3) 令第5条第3号及び第4号に該当する者 罹災証明書、損害金額を証する書類又は保険金、損害賠償金その他これらに類するものの金額を証する書類及び免除の申請をする日の属する年度の前年中の合計所得金額を証明する書類
- (4) 令第6条に規定する扶助を受けている者 生活保護受給証明書
- (5) 令第7条第1号に規定する事情にある者 失業し、又は廃業したことが客観的に確認できる書類の写し及び預金通帳その他資産の額が確認できる書類の写し
- (6) 令第7条第2号に規定する事情にある者 多額の支出又は所有する資産に損害があったことが客観的に確認できる書類の写し及び預金通帳その他資産の額が確認できる書類の写し

(免除の取消し)

第5条 免除を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その免除を取り消し、その旨を当該免除を受けた者に通知するとともに、免除により免れた額を徴収する。

- (1) 資力の回復その他事情の変化により免除が不相当と認められる場合
- (2) 偽りの申請その他不正の行為によって免除を受けたと認められる場合

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）

森林環境税免除申請書

年 月 日

志布志市長 様

申請者 住所
氏名 続柄
電話番号

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第11条及び志布志市森林環境税の免除の取扱いに関する規則（令和6年志布志市規則第 号）第4条の規定により、森林環境税の免除を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 免除を受ける方（納税義務者）の住所、氏名及び生年月日
- | | | |
|-----|---------------------------------|---------------------------------|
| 住 所 | ☐ 申請者と同じ | |
| 氏 名 | 生年月日 | ☐ 申請者と同じ |
- 2 免除事由
- ☐ 令第5条第1号（災害による死亡）に該当するため（※1）
 - ☐ 令第5条第2号（災害による障害者）に該当するため（※2）
 - ☐ 令第5条第3号（損害3/10以上、所得500万円以下）に該当するため（※3）
 - ☐ 令第5条第4号（損害5/10以上、所得750万円以下）に該当するため（※4）
 - ☐ 令第6条（生活保護法による扶助）に規定する扶助を受けているため（※5）
 - ☐ 令第7条第1号（失業・廃業による生活困難）の事情に該当するため（※6）
 - ☐ 令第7条第2号（著しい収入減・多額の支出・損害・その他（ ）による納付困難）の事情に該当するため（※7）

添付書類等

（※1）罹災証明書又は災害により死亡したことを証明する書類及び相続の事実関係を証明する書類

（※2）罹災証明書等又は災害により障害者になったことを証明する書類及び精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳等、障害者となったことが確認できる書類の写し

（※3・※4）罹災証明書等、被災したことが証明できるもの及び保険金、損害賠償金の支払いが確認できるもの

（※5）生活保護受給証明書

（※6）離職票、退職証明書、廃業届等、失業又は廃業したことが客観的に確認できるもの及び預貯金通帳等資産の額がわかるもの

（※7）預貯金通帳等資産の額が確認できるもの、多額の支出又は所有する資産に損害があったことが客観的に確認できるもの

本人確認種：☐マイナンバーカード ☐運転免許書等顔写真付きの証明書類 ☐その他（ ）

別記様式（第4条関係）